

中核的労働要求事項に関する方針

人権・労働

企業は、関連法規制を順守する事のみならず、ILO 中核的労働基準を含む国際的な人権基準を参照し、労働者の人権を尊重する必要があります。

1 強制的な労働の禁止

強制、拘束、非人道的な囚人労働、奴隷制または人身売買によって得られた労働力を用いない。また従業員の就業を強制することなく、従業員の離職や雇用を自ら終了する権利を尊重する。

2 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

最低就業年齢に満たない児童を労働させない。また、18 歳未満の若年従業員を夜勤や残業など、健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させない。

3 労働時間への配慮

従業員を法規制上定められている限度を超えて労働させない。国際的な基準を考慮した上で従業員の労働時間・休日を適切に管理する。

4 適切な賃金と手当

従業員に支払われる報酬（最低賃金、残業代、および法的に義務付けられた手当や賃金控除を含む）に、適用されるすべての法規制を順守する。また、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金（生活賃金）の支払いに配慮する。

5 非人道的な扱いの禁止

従業員の人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメントなどの非人道的な扱い、ならびにそのような可能性のある行為を従業員に行わない。また、個人的な所有物や貴重品を保管できる設備、および適切に出入りできる十分な広さの個人スペースを確保する。

6 差別の禁止

差別及びハラスメントを行わない。また従業員からの宗教上の習慣に関わる要望に対して、適切な範囲で配慮する。

7 結社の自由、団体交渉権

法規制を順守したうえで、労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての従業員の団結権を尊重する。